平成25年4月22日

参議院
副議長　山　崎　正　昭　　様

東日本大震災からの復興に関する
要　　望　　書

面瀬地区住宅団地完成イメージ図

気　仙　沼　市

１　全体に関わる事項

(1)　復興交付金の更なる拡充及び運用の改善

(2)　市税減収に対する財政支援

(3)　復興事業に係るマンパワーの確保

２　市土基盤・土地利用に関わる事項

(1)　事業地区以外の民地土地嵩上げに対する補助制度の更なる充実

(2)　避難道と避難広場の整備に対する積極的な対応

(3)　ＪＲ気仙沼線及び大船渡線の鉄道での早期復旧・復興

３　住宅再建に関わる事項

(1)　被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期限の延長

４　産業に関わる事項

(1)　商店街再生をトータル的に支援する制度拡充や財政措置

(2)　独立行政法人中小企業基盤整備機構で整備された仮設施設にかかる撤去費用への財政支援

５　保健福祉・教育・被災者支援等に関わる事項

(1)　就学援助制度とスクールバス運行への財政支援の延長

１ 全体に関わる事項

(1) 復興交付金の更なる拡充及び運用の改善についてお願いしたい。

東日本大震災復興交付金については、被災地の復興に大きく寄与しているところであるが、活用には様々な制約がある。

また、復興交付金の期間については現時点で平成２７年度までとされているが、被災地の復興にはなお相当の時間を要し、本市の場合、例えば土地区画整理事業などは交付金適用期間を超える平成２９年度完了の予定である。

このことに対し、様々な運用の改善を自治体は要望し、徐々に改善が行われてきた。更に本年３月８日には「復興交付金の運用の柔軟化」が示されたところであり、今後、復興推進の後ろ盾となるものと考えているが、今後とも復興の現場は日々新たな運用上の課題が生じていくため、引き続き現場の声を聞き取り、適時適切に復興交付金の拡大及び運用の改善をお願いしたい。

① 被災地の実情に応じて、必要な事業に柔軟に対応できる真に自由度の高いものとするようお願いしたい。また、運用の解釈について早期・柔軟に判断するようお願いしたい。

② 申請に係る労力が極力抑えられ、復興事業にタイムロスが生じないよう、手続の簡素化をお願いしたい。

③ 平成２７年度までとなっている交付金適用期間を復興に係る必要な期間とするようお願いしたい。

④ 復興交付金で対応困難な事例にあっては、社会資本整備総合交付金や取崩し型復興基金等の活用についての検討・調整を行うこととされているが、具体的な方針を定め、ワンストップで判断されるようお願いしたい。

⑤ 期間内の財源を確実に確保するようお願いしたい。

(2) 市税減収に対する財政支援をお願いしたい。

本市における平成２４年度の税収見込みは、震災前の水準（Ｈ２２決算：６５億円程度）に対し７割程度で推移しており，現在，税収回復のため各種復興事業等を展開しているが，震災前の水準までには，相当の時間を要することから，財政運営に支障が生じないよう，当分の間，市税の減収分に対し「震災復興特別交付税」等による継続的な財政支援をお願いしたい。

(3) 復興事業に係るマンパワーの確保に対し支援をお願いしたい。

復興事業の推進のためには、技術職を中心にマンパワーが必要不可欠であり、現在、総務省～市長会ルートのほか、各自治体独自のルートや規模の大きい自治体等による再任用など様々な手法で人材を確保しているが、復興事業は平成２５年度～２６年度が山となり、より一層の人手を要することから、復興庁においても任期付職員を採用し被災自治体に派遣するなど、マンパワーの確保に積極的に関わっていただきたい。

また、国の職員を地方自治体に派遣する法制度の検討もお願いしたい。

２ 市土基盤・土地利用に関わる事項

(1) 事業地区以外の民地の土地嵩上げに対する補助制度の更なる拡充をお願いしたい。

今回の震災においては、地盤沈下の影響が大きく、土地の嵩上げが急務であるが、これまで純粋に地盤沈下に着目した復旧制度がなく、復興の将来像を描けず検討を進められない地域や、道路の嵩上げ復旧及び防潮堤の整備等により窪地となる地域が多数発生してきた。

このような被災地の状況を何度となく国に伝え、ようやく第４回復興交付金により、被災市街地復興土地区画整理事業の効果促進事業として一部地域の嵩上げが認められたことは大きな前進である。

しかし、嵩上げが必要な土地の全てで課題が解決した訳ではなく、嵩上げされる道路と防潮堤間の窪地や漁業集落防災機能強化事業の背後地に関しても冠水対策が必要であり、これらの整備に対し補助制度の更なる拡充や交付金の採択等をお願いしたい。

(2) 避難道と避難広場の整備に対し、柔軟かつ積極的な対応をお願いしたい。

今後の津波への対応としては、徒歩による避難を原則としつつも、現実的には自動車による避難も必須である。そのため、低地はもとより、非浸水地域を通り高台へ抜ける道路の整備・拡幅や、高台への避難広場（公共空地）の整備などが不可欠であり、このことは昨年１２月７日に発令された津波警報時においても、明らかとなった。

大震災を経験した住民の最も強い要望の一つが避難道・避難広場の整備である。

ついては、沿岸地域から円滑に避難するため、市道台ノ沢長平線・都市計画道路朝日町赤岩港線をはじめとした道路の整備、拡幅や橋梁の整備はもちろん、浸水地域以外でも、市道田中赤貝線など避難や物資輸送に必要な道路、避難広場等の整備に対し、復興交付金や社会資本整備総合交付金（復興枠）等による柔軟な対応をお願いしたい。

⑶　ＪＲ気仙沼線及び大船渡線について、鉄道での早期復旧・復興を図るため、国による財政支援をお願いしたい。

壊滅的な被害を受けたＪＲ気仙沼線及びＪＲ大船渡線は、通学・通院や観光等産業面において、復興に必要不可欠な路線であり、被災地の復興の原動力となる鉄道の早期復旧が望まれている。

一方で、東日本旅客鉄道株式会社では、安全が確保された鉄道の復旧には莫大な事業費が必要となることから、国に対し財政的支援を求めているところであり、鉄道復旧に対する国の支援を是非ともお願いしたい。

３ 住宅再建に関わる事項

(1) 被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期限の延長をお願いしたい。

平成３０年４月１０日に申請期限を迎える被災者生活再建支援金の加算支援金は､戸建ての災害公営住宅を払下げにより購入する場合も対象となるが、公営住宅の払下げが可能となるのは入居開始から５年経過後である。

本市の場合、戸建て災害公営住宅の完成予定は、早くても平成２７年度以降であることから、払下げにより購入が可能となるのは平成３２年度以降となり、加算支援金の申請は間に合わない。

また、土地区画整理事業等の基盤整備の進捗状況により、加算支援金の申請期限までに住宅の再建ができない場合も懸念される。

このことから、被災者の住宅再建・取得時等に、確実に加算支援金を申請できるよう申請期間の延長をお願いしたい。

４ 産業に関わる事項

(1) 復興の進捗に伴い、まちづくり（商店街の再生等）をトータル的に支援できるよう、制度の拡充や財政支援をお願いしたい。

被災地の復興まちづくりは、土木的な面的整備から街並みづくり・にぎわいづくりなど空間整備やソフト開発を支援する段階に入ってきた。

新たなまちづくりに不可欠な商業機能の回復に向け必要となる商店街の再生については、平成２５年度に中小企業庁所管の「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」において、共同店舗の新設や街区の再配置などハード整備等に対し、国・県による補助率３／４の制度が盛り込まれたところであるが、既に「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」活用事業者が参画する場合の再採択や被災していない事業者の参加（事業採択）も可能となるよう、地域の街並みづくりに即した柔軟な対応をお願いしたい。

また、ハード整備の前提となる商店街等の再生計画を、事業実施主体たる商店街組織等が限られた時間で策定するためには、コンサル等への調査業務の委託等が必要となり、一方で被災商店街は財政基盤が脆弱となっていることから、これら計画策定に係る費用についても、同事業の補助対象とするなど制度の拡充や財政支援をお願いしたい。

(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構で整備された仮設施設にかかる撤去費用について、国による財政支援をお願いしたい。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）の仮設施設整備事業により整備された仮設店舗や事務所等は、本市においては現在、約６０箇所で完成に至り、被災事業者に貸与され、事業継続のため有効に活用されているところである。

これらの仮設施設は、貸与期間経過後、事業者に払下げするものを除き撤去しなければならないが、中小機構との取決めにより、市がその費用を負担することとされ大きな財政負担を伴うものであることから、国による財政支援など早急な対応をお願いしたい。

５ 保健福祉・教育・被災者支援等に関わる事項

(1) 就学援助制度とスクールバス運行継続のための財政支援をお願いしたい。

被災した児童・生徒のうち経済的な困難に対処する就学援助制度は、本市においては、本年度、37.7%の児童・生徒が利用している。また、学区外の仮設住宅等からの通学を余儀なくされている児童・生徒の多くは、スクールバスを利用しており、今後とも当分の間、両制度は継続する必要がある。

これらの制度を支える「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成２６年度までの期間とされているが、児童・生徒が安心して就学できるよう平成２７年度以降においても継続をお願いしたい。

海と生きる